

「オータケガスの電気供給取次契約」重要事項説明書

ご契約前に「オータケガスの電気供給取次契約書」記載内容を合わせてご確認ください。

個人情報情報の取扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報、当社および大阪ガスのプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続に必要な範囲で、大阪ガスが小売電気事業者、送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

契約のお申込みについて

- 当社と電気需給契約を締結することを希望される場合は、当社または当社の指定店に直接お申込みいただくほか、電話、インターネット等によりお申込みいただけます。
- 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況（すでに消滅しているものを含む当社との他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、お申込みを承諾できないことがあります。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者から当社に変更される場合には、現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行して行います。お引越しに伴い電気の購入先を変更される場合には、お引越し前の需要場所の電気の解約手続きはお客さまご自身で行っていただく必要があります。

契約内容について

- 当社は大阪ガスの電気を取次により供給いたします。
- 契約内容の詳細は当社の電気供給取次約款によるものといたします。
- 当社は電気事業法において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、「電気需給契約」重要事項説明書及び電気供給取次約款を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- 当社は、電気供給取次約款を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気供給取次約款によります。お客さまは、変更後の電気供給取次約款に異議がある場合、解約することができます。
- 当社は、電気供給取次約款又は需給契約の内容を変更した場合、変更後の電気供給取次約款を当社のホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- 電気供給取次約款又は需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。
- 電気供給取次約款又は需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、これを行わないものといたします。

供給開始時期について

- 電気需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者との託送供給契約の締結等、必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合はお申込みから2～3週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申込みから2週間～1ヵ月半後となります。ただし、送配電事業者からの要請等により、供給開始予定日が遅れる場合があります。なお、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合があります。また、お知らせした供給開始予定日は、手続きの都合により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- 現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者がスマートメーターを設置いたします。
- 現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は大阪ガスが代行して行いますので、大阪ガスによる電気の供給開始とともに現在ご契約中の小売電気事業者との契約は解約されます。供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の2営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要がございます。

料金メニュー・オプション割引の適用条件について

- 料金メニューおよびオプション割引は、お客さまからのお申込みに基づき適用条件を満たす場合に適用いたします。
- 機器の設置を適用条件とする料金メニューをお申込みされる場合は、お申込みの際に、対象機器の所有状況を確認させていただきます。また、今後当社が必要とする場合は対象機器の実際の所有状況の確認にご協力いただくことについて承諾していただきます。
- 対象機器の撤去や当社と締結するガスの使用契約の解約等で料金メニューまたはオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡していただけます。この場合、料金メニューまたはオプション割引の適用は当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。
- 料金メニューまたはオプション割引の適用条件を満たさないで電気をご使用の場合、電気供給取次約款に基づき本来お支払いいただくべきであった金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

料金について

- 電気料金には毎月、燃料費調整額を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただけます。
- 燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなる場合があります。
- 料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等による電気ご使用量の変動、燃料費調整額等の事由により、料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

料金計算方法

| | | | | | | | | | | | |
|------|---|-------------------|---|---------------------------------------|---|----------|---------------|---|--------------------|------------------------------|--|
| 電気料金 | = | 本体料金 | | | + | 燃料費調整額※2 | | + | 再生可能エネルギー発電促進賦課金※2 | | ※1 オプション割引のある料金メニューの場合。 ※2 最低料金部分については最低料金に適用される燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。 |
| | | 基本料金 — 最低料金 | + | 電力量料金 電力量 料金単価 × ひと月のご使用量 | | - | オプション 割引※1 | | + | 燃料費 調整単価 × ひと月のご使用量 | |

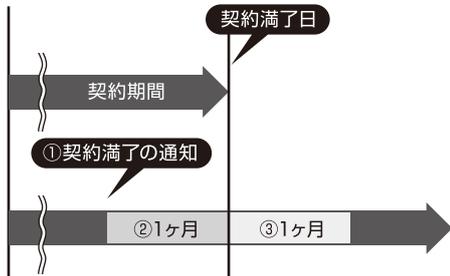
料金算定の方法と料金のお支払いについて

- 検針および使用量の算定は、送配電事業者により託送供給等約款に従って行われます。その結果を当社が受け取り当社の電気供給約款の定めに基づき電気料金を算定いたします。
- 送配電事業者が予め定める日に毎月検針を行い、その結果を当社が大阪ガスから受け取り当社の電気供給取次約款に定める算定式に基づき電気料金を算出いたします。毎月の料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間又は直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合や、毎月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が24日以下または36日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には、所定の計算式に基づき、基本料金または最低料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し、算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。
- 当社のご契約のお客さまは、電気料金を翌月のガス料金と合わせて、ガス料金を支払われる場合と同じ方法にてお支払いいただきます。当社のご契約でないお客さまは、電気検針日の属する月の翌月20日に毎月請求いたします。
- 電気料金の計算方法は裏面に記載いたします。
- 電気料金は当社の電気供給約款に定める方法（口座振替、クレジットカード払いまたは当社が指定する方法）で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。支払期日は、電気供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気供給約款の定めに基づき延滞利息を申し受けます。
- 支払期日を経過してもなお料金(当社と他の契約の料金を含みます。)、延滞利息または電気供給約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等当社が電気供給約款で定める一定の事由に該当するときは、当社は15日前を目安に通知のうえ契約を解除することがあります。電気の解約に先立ち、請求書をお送りするときは、当社は、そのお客さまに対し、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として330円(税込)を申し受けます。

契約期間、契約の変更及び解約について

- 契約期間をご契約された料金メニュー・オプション割引に別段の定めがある場合を除き、需給契約が成立した日から、受給開始日以降1年目の日までといたします。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社からの他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申込みをしていただきます（当社への解約のお申し出は不要です）。
- 契約の変更や解約を希望される場合は、当社へお申し付けください。転宅などにより解約される場合は、解約を希望される日の前々日の17時まで当社へお申し出いただく必要がございます。
- 契約期間満了に先だって需給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も同一条件、同一期間で自動更新いたします。更新後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- 解約金の定めのある契約については、当社指定期間外での契約変更または解約に対し、解約金を申し受けます。上記期間の到来は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく、又は送配電事業者による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。
- お客さまが、当社に通知をされないで需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかになった場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合等には、当社は需給契約を解約することがあります。

契約更新について(解約金の定めのある契約の場合)



- ① 契約満了の1ヵ月前を目処に、契約満了となる旨を通知いたします。
 - ② 契約を解除、または契約内容を変更される場合は、契約満了日までにお問い合わせ先までお電話にてお申し出ください。
[解約の場合] 契約満了日をもって解約となります。
[契約内容変更の場合] 契約満了日以降、最初の定例検針日をもって変更となります。
 - ③ [他社に切替えられる場合] 小売電気事業者を変更される場合は、当社へのご連絡は不要です。契約満了日の1ヵ月後(③の期間内)までに、新しい契約先への切り替えが完了すれば、解約金は発生いたしません。
- ※ 契約満了日までに変更や解約手続きを完了していない場合は、契約満了日をもって、従前と同一の内容で契約を更新いたします。なお、新生活応援割引を適用のお客さまについては、契約期間満了後は新生活応援割引に代えて、長期2年割引を適用いたします。

その他

- 当社の供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト、動力契約の場合は交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。
- 契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、電気供給約款の定めに従い定めることといたします。
- お客さまが新たに電気を使用される場合などで、新たに配電設置や特別供給設備を施設するときや、新たな電気の使用などにとまなわないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、当社は託送供給等約款に従い大阪ガスが送配電事業者を支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- 送配電事業者の指示や災害の発生などにより電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社および大阪ガスの責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社および大阪ガスは損害賠償責任を負わないものといたします。
- ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。
- 当社、大阪ガスまたは送配電事業者が必要と判断した場合に、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入りを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関し必要な協力、その他託送供給等約款におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解除することで、解約金の発生やポイントの失効など、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。また、分散型発電システム等の系統連系申請中に小売電気事業者を変更した場合、系統連系の再申請が必要となる可能性があります。

<役務提供事業者>

- 事業者名：株式会社 大武 代表取締役社長 大武正之
- 事業者住所：奈良県香芝市西真美1丁目2番3号

<お問い合わせ先>

- 電話番号：0745-78-1111
- FAX：0745-78-2222
- 受付時間：9：00～17：00

<小売電気事業者>

- 事業者名：大阪ガス株式会社 代表取締役社長 藤原正隆
- 事業者住所：大阪市中央区平野町4丁目1番2号
- お問い合わせ先：大阪ガス グッドライフコール 0120-000-555
- 受付時間：(全日) 9：00～19：00
※非常時にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。
- 小売電気事業者登録番号A0048